

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学自然科学研究支援開発センター規則第 17 条の規定に基づき、広島大学自然科学研究支援開発センター生命科学実験部門生命科学機器分析部(以下「分析部」という。)が保有又は管理する機器(以下「機器」という。)の学内者の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の方法)

第 2 条 機器を利用できる者は、広島大学に所属する職員、学生又は研究生とする。

2 機器の利用を希望する者は、第 9 条に規定する使用料を負担する経理単位の経理責任者(以下「経理責任者」という。)の承認を得た上で、分析部が定める自然科学研究支援開発センター生命科学機器分析部利用登録申請書を自然科学研究支援開発センター生命科学実験部門長(以下「部門長」という。)に提出し、利用の登録を受けなければならない。

3 利用の登録を受けていない者は、機器を利用することはできない。ただし、やむを得ず利用する必要がある場合は、経理責任者及び部門長の承認を得て利用することができる。

(機器の管理)

第 3 条 部門長から機器の管理を任された者(以下「機器管理者」という。)は、部門長の指示に従い、善良なる管理者としての注意をもって適正に機器を管理しなければならない。

(利用日時)

第 4 条 機器を利用できる日時は、休日を含む毎日、終日とする。ただし、依頼分析による利用の場合にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、分析部は、特別の事由により機器を利用できる日時を制限することができる。

(利用予約)

第 5 条 利用の登録を受けた者は、機器を利用しようとするときは、原則として分析部が指定する方法により予約しなければならない。

2 機器の利用予約を取消し、又は変更する場合は、速やかに取消し又は変更の手続きを行わなければならない。

3 機器の利用希望時間が重なる予約があった場合は、先に予約した者を優先する。

4 予約した利用時間をやむを得ず延長しようとする場合であって、他の予約者の利用時間と重なることとなる場合は、当該他の予約者の同意がなければ延長できないものとする。

(機器の操作・利用)

第 6 条 機器を利用する者(以下「利用者」という。)は、機器を利用するときは、機器管理者の指示に従わなければならない。

2 利用者は、初めて機器を操作するときは、その旨を機器管理者に申出なければならない。

3 利用者は、機器に異常を認めた場合は、速やかに機器管理者に連絡し、その指示を受けなければならない。

(機器等の持出し)

第 7 条 利用者は、分析室(分析部が機器を設置している部屋をいう。以下同じ。)から機器その他分析部が設置している物品を持ち出してはならない。ただし、やむを得ず持ち出す必要があると部門長が認めた場合は、この限りでない。

(使用簿)

第 8 条 利用者は、機器の利用後は、備え付けの使用簿に必要事項を記入しなければならない。

(機器の使用料及び消耗品等)

第 9 条 利用者は、機器の利用に係る費用(以下「使用料」という。)を負担しなければならない。

2 使用料の額は、生命科学実験部門会議が定める。

3 機器の利用に必要な物品及び消耗品は、利用者の負担において準備しなければならない。ただし、使用料の額に含まれる物品及び消耗品にあつては、この限りでない。

(飲食等の禁止)

第 10 条 利用者は、分析室で飲食及び喫煙をしてはならない。

(利用者の責任)

第 11 条 利用者は、この内規を遵守し、分析部の秩序及び清潔の保持並びに機器を常に良好な状態に保つように努力しなければならない。

2 利用者は、機器又は分析部の設備を損傷若しくは紛失した場合は、速やかに機器管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

3 機器又は分析部の設備の損傷若しくは紛失が利用者の故意又は重大な過失によるものと部門長が認めた場合は、利用者又は経理責任者は、当該機器又は設備を修理し、又はその損害を補償しなければならない。

(報告等)

第 12 条 利用者は、機器の利用により得られた研究の成果を論文等により公表するときは、謝辞に「A part of this work was carried out at the Analysis Center of Life Science, Natural Science Center for Basic Research and Development, Hiroshima University.」又は同等の内容を明記するものとする。

(緊急事態発生時の処置)

第 13 条 利用者は、火災、停電、事故、異常その他緊急事態の発生を確認した場合は、直ちに機器管理者又は分析部事務室に連絡するとともに、その状況に応じた応急措置を講じなければならない。

(利用の制限、禁止)

第 14 条 利用者が、機器を独占的に利用する、予約した利用希望時間を守らないなど他に著しく迷惑を及ぼす行為をした場合、又は分析部の運営に重大な支障を生じさせた場合は、機器管理者は、当該利用者に注意を与える。この場合において、部門長が特に必要と認めた場合は、当該利用者の機器の利用を制限し、又は事後の利用を禁止することができる。

(免責)

第 15 条 分析部は、機器の利用により生じたデータの紛失又は破損その他の損害について一切の責任を負わない。

(雑則)

第 16 条 この内規に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。